## 地域再生制度の概要

- 地域再生法 (平成17年法律第24号)
  - 〇地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定し、 認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再 生に関する取組を支援
  - ○地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強 化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
  - 〇地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
  - 〇計画認定には、地域再生基本方針(閣議決定)への適合を確認
- 〇 地域再生計画 の認定プロセス

玉

内閣総理大臣認定 関係行政機関の同意

計画申請は年3回 申請から3月以内に認定





①デジタル田園都市国家構想交付金

(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ)(R4創設)

- (注)地方創生推進交付金(H28創設)、地方創生拠点整備交付金(H28創設)、地方創生整備 推進交付金(道・汚水処理施設・港)(H17創設、H28改正)等を新たに位置付けたもの。
- ②企業版ふるさと納税(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)(H28創設)
- ③地域再生支援利子補給金 (H20創設)
- ④企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業)(H27創設、H30改正)
- ⑤地域再生エリアマネジメント負担金

(地域来訪者等利便增進活動計画)(H30創設)

- ⑥**商店街活性化促進事業**(H30創設)
- ⑦「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例

(地域再生土地利用計画)(H27創設)(小さな拠点税制)(H28創設、H30改正)

- 8 生涯活躍のまち形成事業 (H28創設)
- ⑨地域住宅団地再生事業 (R1創設)
- ⑩既存住宅活用農村地域等移住促進事業 (R1創設)
- ①民間資金等活用公共施設等整備事業

(民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務特例)(RI創設)

①補助対象施設の有効活用

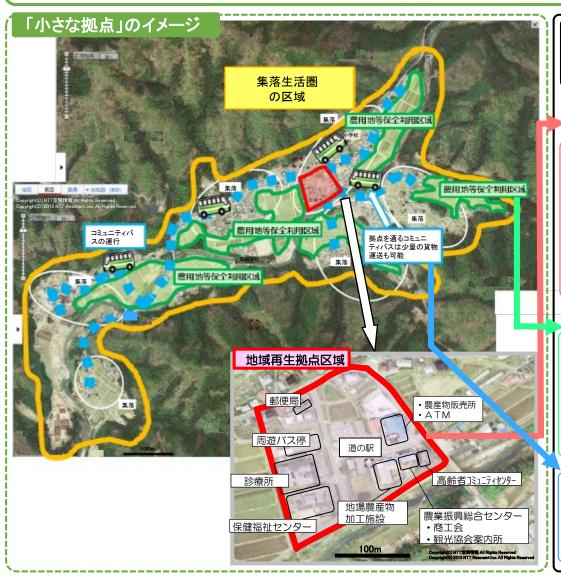
(財産処分制限に係る承認手続の特例)(H17創設) 等



- 平成17年の法制定以降、**8度の法改正**(H19,20,24,26,27,28,30,R1)により、支援措置メニューを充実
- 特に、**平成26年からの地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)と、 個別地域における具体的な支援措置を提供する「地域再生法」の2法が両輪となって地方創生を推進

## 地域再生計画による小さな拠点の形成に向けた土地利用計画

地域再生計画に小さな拠点の形成を位置付け、地域再生土地利用計画を作成することにより、農地転用・ 農振除外や開発許可の特例等が可能に



地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成

- I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地 域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施 設を集約
- 〇市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
- ・就業機会を創出する施設(地場産品の加工・販売所、観光 案内所等)
- ▶ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導
  - > 農地転用許可・開発許可の特例
- Ⅱ 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林 水産業を振興
- 〇市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地 利用計画に、農用地等保全利用区域を設定
- ▶ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を 実施
- ▶ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合に は勧告
- Ⅲ 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保
- 〇市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け
  - ▶ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送 可能に